

東日本大震災に伴う市発注工事等の前金払の特例措置について

1 趣 旨

東日本大震災の被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、本市発注工事等の前金払の割合の引き上げなどの特例措置を設け、受注者の着工資金や労務費の確保による工事等の適正かつ円滑な施工を促進しようとするものです。

2 特例の内容

(1) 前金払の割合の引き上げ

区 分	現 行	特 例
建設工事 (請負代金額が100万円以上)	請負代金額の10分の 4以内	請負代金額の10分の 5以内
測量・建設コンサルタント等業務 (請負代金額が100万円以上)	請負代金額の10分の 3以内	請負代金額の10分の 4以内

(2) 中間前金払の対象範囲の拡大

区 分	現 行	特 例
建設工事	請負代金額が500万 円以上で、かつ、工期 が100日以上	請負代金額が300万 円以上

(3) 特例の適用期間等

平成23年6月7日以降に契約を締結する次の案件について、当分の間とします。

ア 平成23年6月7日以降に新たに請負契約を締結するもの

イ 平成23年3月11日(東日本大震災発生日)以降に新たに請負契約を締結した
案件であって、平成23年6月7日以降に変更請負契約を締結するもの

3 施行年月日

平成23年6月7日